

群馬県ニホンザル適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画・第五期計画）概要 (案)

1 計画策定の目的

群馬県では平成15年度からニホンザル保護管理計画を策定し、ニホンザル（以下「サル」という。）による農林業被害の防止に努めてきた。しかし、依然として農業被害及び生活環境被害が発生していることから、サルの生息地における農林業被害の防止と地域住民が安心して生活できる環境を回復することを目的として、本計画を策定する。

2 計画の期間及び区域

- (1) 期間：令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5か年とする。
- (2) 区域：県内全域とする。

3 管理の基本方針

サルによる農林業被害対策の長期目標は、人とサルの棲み分けを通じて、最終的に人との軋轢の最小化を図ることである。そのため、被害を及ぼす各サルの群れ（以下「加害群」という。）の農林業及び生活環境に及ぼす被害水準（以下「加害レベル」という。）の低減を目的とした各対策を講じ、加害群数の低減を図ることとする。

4 現状

- (1) 推定生息数：2,407頭、群れ数77群（令和3年2月現在）
- (2) 農業被害：金額14,842千円（令和2年度）、面積9ha（令和2年度）
- (3) 加害群数：73群（令和3年2月現在）

5 管理の目標

令和8年度における目標を次のとおりとする。

- (1) 農業被害の低減：金額12,700千円以下、面積7ha以下
- (2) 加害レベルの低下：加害群63群以下
- (3) 加害群定着域の拡大防止

6 目標達成のための施策

加害群を包括的に評価し、それぞれの群れの特性に応じた総合的な対策を講じる。

- (1) 集落環境管理
- (2) 被害防除対策
- (3) 加害レベルの管理
- (4) 生息環境管理
- (5) 個体群管理

7 地域別管理

加害レベルの管理は、県内を6つの管理ユニットに分けた地域ごとに対応を検討して対策を講じる。特に、市町村間を横断して生息する加害群は、各市町村間の情報共有により対策を講じることとする。